

周南市生きがい活動支援施設 施設分類別計画



三世代交流センター



福川シニア交流会館



西部老人憩の家



久米老人憩の家



和田老人憩の家・老人作業所

平成 30 (2018) 年 10 月・平成 31 (2019) 年 3 月

(令和 5 (2023) 年 3 月改訂)

周 南 市

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状と課題.....	3
第5章 今後の施設の方向性.....	8
第6章 計画期間.....	10
参考資料.....	11

第1章 本計画の目的

この計画は、周南市三世代交流センター、周南市福川シニア交流会館、周南市西部老人憩の家、周南市久米老人憩の家、周南市和田老人憩の家及び老人作業所の各施設を対象として、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

周南市三世代交流センター（以下「三世代交流センター」という。）及び周南市福川シニア交流会館（以下「福川シニア交流会館」という。）は、周南市介護予防施設条例に基づき、地域における福祉活動及びコミュニティ活動の拠点として、市民の世代間交流の促進を図るとともに、高齢者の生きがいづくり活動を推進するために設置した施設です。

三世代交流センターは、昭和 59（1984）年建築の旧新南陽市水道局の建物を借り受け、介護予防施設として改修し、平成 13（2001）年に開設したものです。土地の一部は民間からの借地であり、賃借料が発生しています。

福川シニア交流会館は、平成 13（2001）年まで国（法務局）に貸与していた建物を、平成 14（2002）年から現在の施設として利用しているものです。

周南市西部老人憩の家（以下「西部老人憩の家」という。）、周南市久米老人憩の家（以下「久米老人憩の家」という。）、周南市和田老人憩の家及び老人作業所（以下「和田老人憩の家・老人作業所」という。）は、国の通知（「老人憩の家の設置運営について（昭和 40（1965）年 4 月 5 日社老第 88 号）」）により、周南市老人憩の家及び老人作業所条例に基づき老人の生きがいの増進を図ることを目的に整備した施設です。

第3章 対象施設の一覧

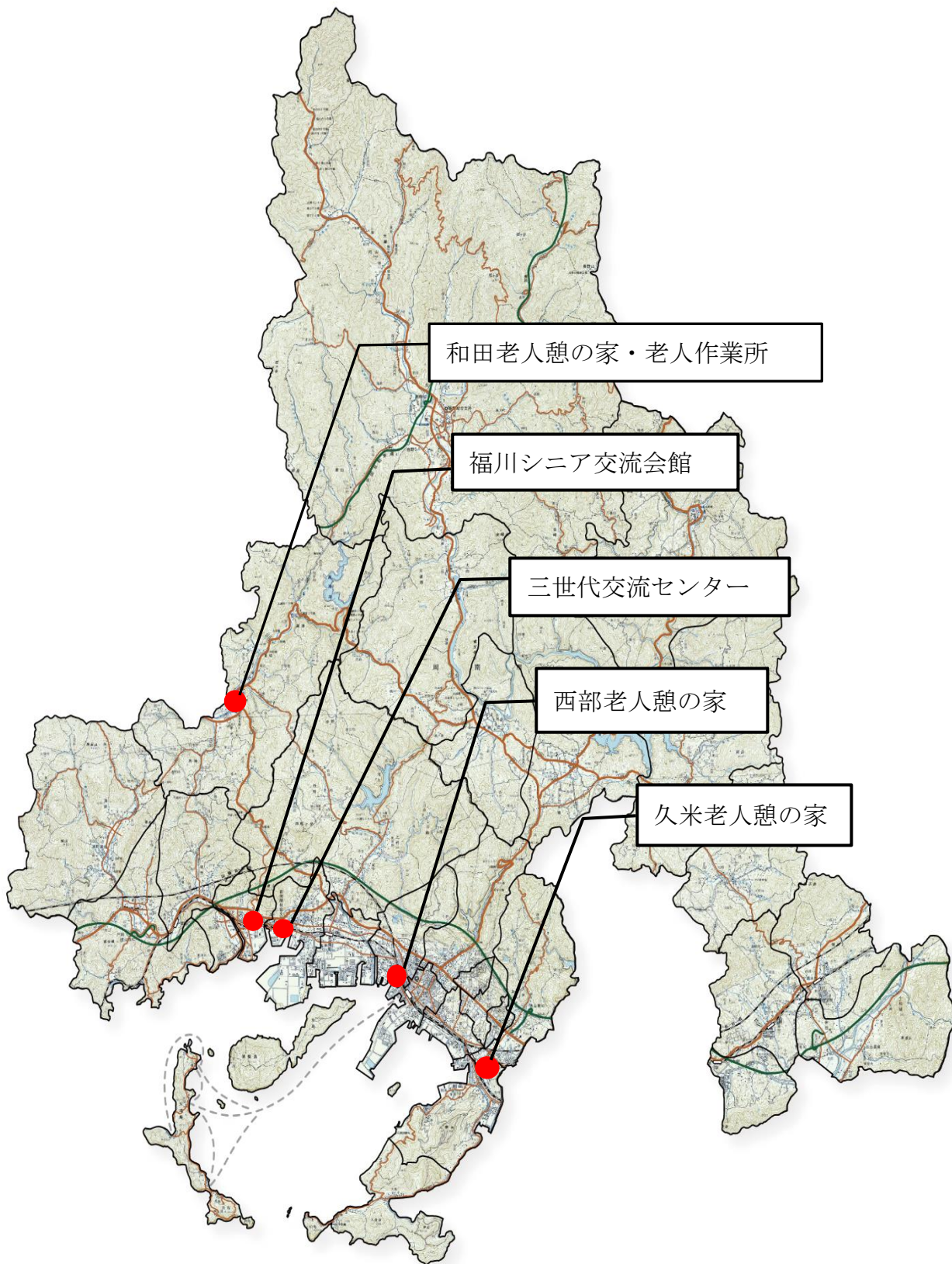
本計画の対象となる施設及び位置は、次のとおりです。

なお、本計画の対象となる施設の施設分類は、「福祉施設」です。

図表 1 対象施設の一覧

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域	所管課
1	三世代交流センター	平野二丁目2番3号	富田西	地域	地域福祉課
2	福川シニア交流会館	福川中市町4番12号	福川	地域	高齢者支援課
3	西部老人憩の家	新宿通五丁目2番20号	今宿	地域	高齢者支援課
4	久米老人憩の家	大字久米3021番地の6	久米	地域	高齢者支援課
5	和田老人憩の家・老人作業所	大字米光836番地の5他	和田	地域	高齢者支援課

図表2 施設位置図



第4章 施設の現状と課題

(1) サービスの現状

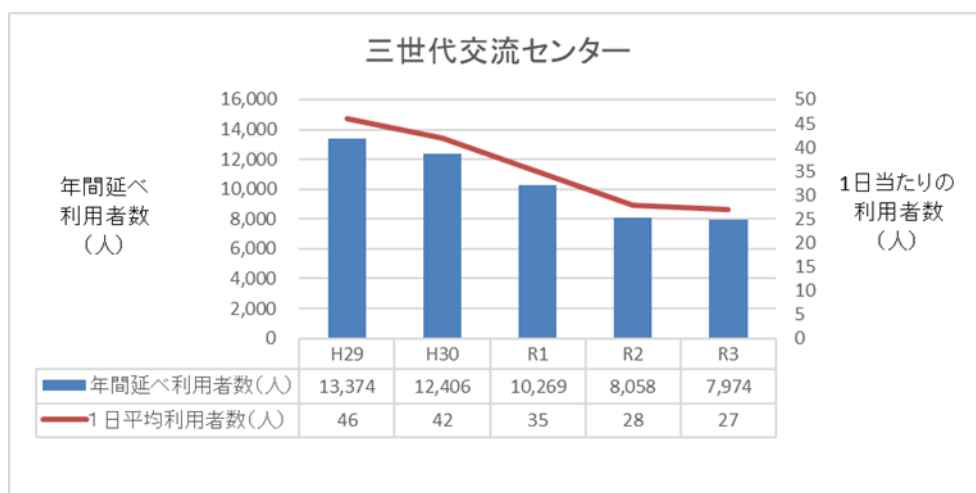
[三世代交流センター]

1階は、介護予防事業として「通所型サービス」や「ふれあい・いきいきサロン」、子育て支援事業として「のびのびセンター」に使用されています。2階は、自治会や福祉員、子ども関係団体などの地域福祉活動やコミュニティ活動の場として利用されているほか、地域の見守り拠点「もやいネット地区ステーション」を設置しています。市の直営施設として、維持管理を行っています。

利用者は、高齢者や、幼児とその保護者を中心に、介護予防事業と子育て支援事業の関係者が全体の約8割を占め、新型コロナウイルス感染症の影響を除くと、地域住民の継続的かつ安定的な利用があります。

令和2（2020）年度で建物に係る借上料の支払いが終了したため、令和3（2021）年度からの事業費は減少しています。

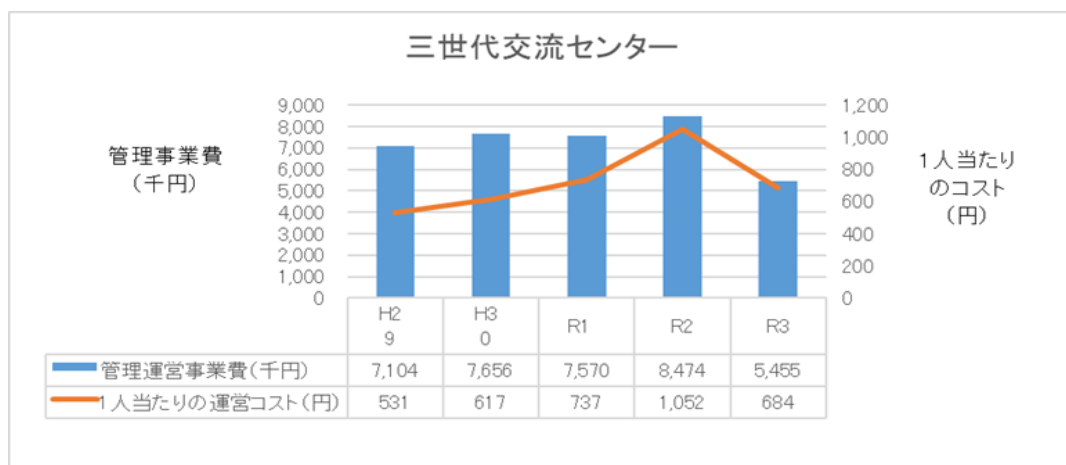
図表3 施設の利用者数の推移



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休館した期間

令和2（2020）年度：4月6日～5月24日 / 令和3（2021）年度：8月30日～9月26日、1月14日～2月20日

図表4 施設の運営コストの推移



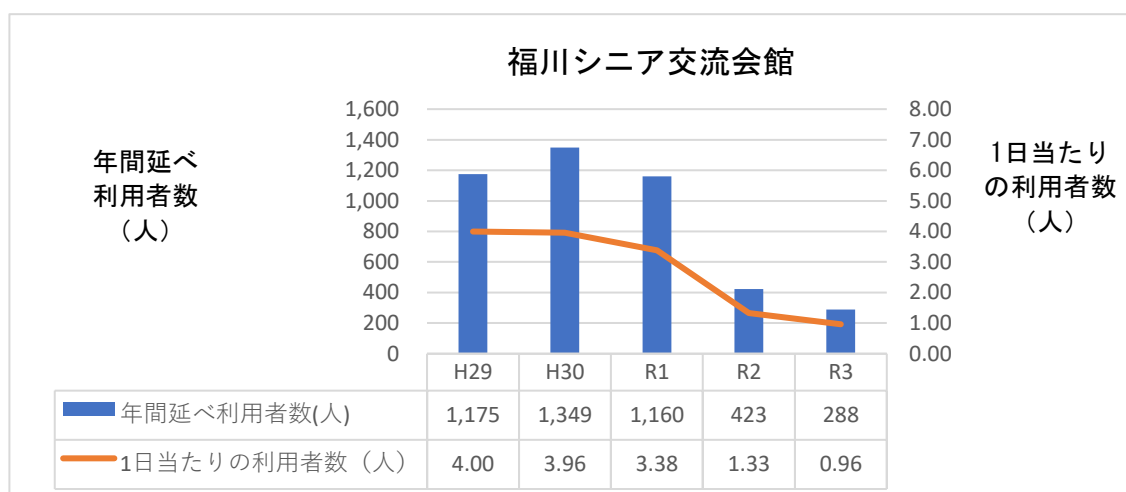
[福川シニア交流会館]

福川シニア交流会館は、高齢者のグループ活動やコミュニティ活動、また異世代交流の場として、高齢者の生きがいづくり活動を推進するために活用されています。主に地域内の各種グループ（高齢者の趣味等のグループや高齢者のためのいきいきサロンなど）が利用しています。当施設へ行くための進入路は狭く、上り坂が続いており、高齢者が利用する施設としては不便な立地条件にあります。

施設の維持管理の状況は、市の直営施設としています。利用者数の傾向としては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、1日当たりの利用者数は、令和3（2021）年度が平均で1人以下となっており非常に少ない状況です。これは、コロナ収束が見えない中、新規の利用者が伸びず、利用団体の固定化、活動機会の減少、近隣に類似の貸館施設が複数あることが原因と考えられます。

また、1人当たりの運営コストは、利用者の減少に伴い、年々増加しています。

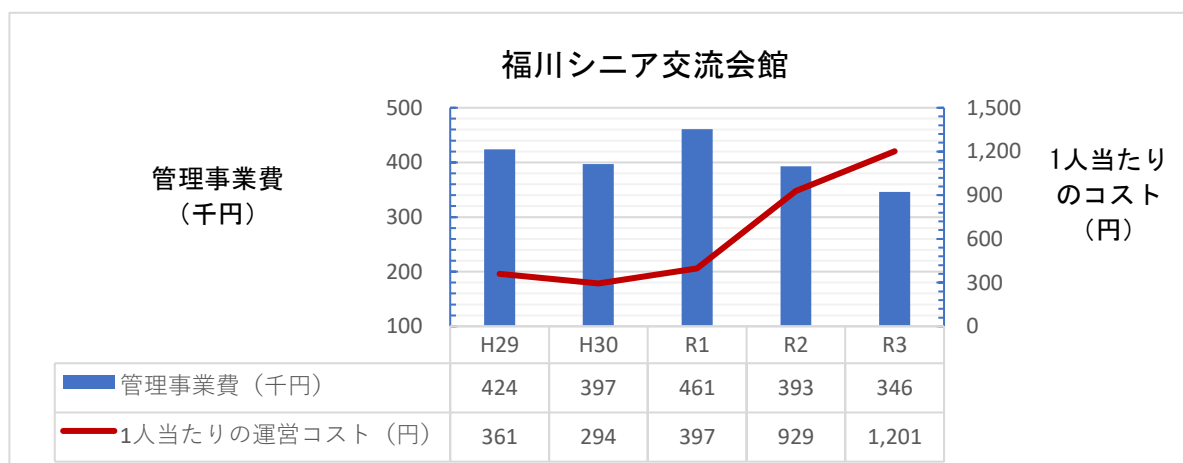
図表5 施設の利用者数の推移



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休館した期間

令和2（2020）年度：4月6日～5月24日、令和3（2021）年度：8月30日～9月26日、1月14日～2月20日

図表6 施設の運営コストの推移



[老人憩の家]

西部老人憩の家、久米老人憩の家、和田老人憩の家・老人作業所（以下これらを「老人憩の家」と総称する。）は、高齢者の自主組織による趣味やサークル活動（日本舞踊や和裁）、講座（パソコン・三味線・囲碁・洋裁）などを通じた高齢者の交流の場、社会参加等による生きがいつくりの実践の場、ふれあいいきいきサロンの開催、介護予防のための住民運営の通いの場（いきいき百歳体操）の会場としての利用のほか、自治会やPTAなどの集まりの会場として、地域の集会所的な役割としても利用されています。老人憩の家の利用対象者は、市内に住むおおむね60歳以上の方としています。

また、施設の維持管理については、西部老人憩の家及び久米老人憩の家は指定管理者制度を導入し、和田老人憩の家・老人作業所については、市の直営施設です。

図表7 指定管理の状況

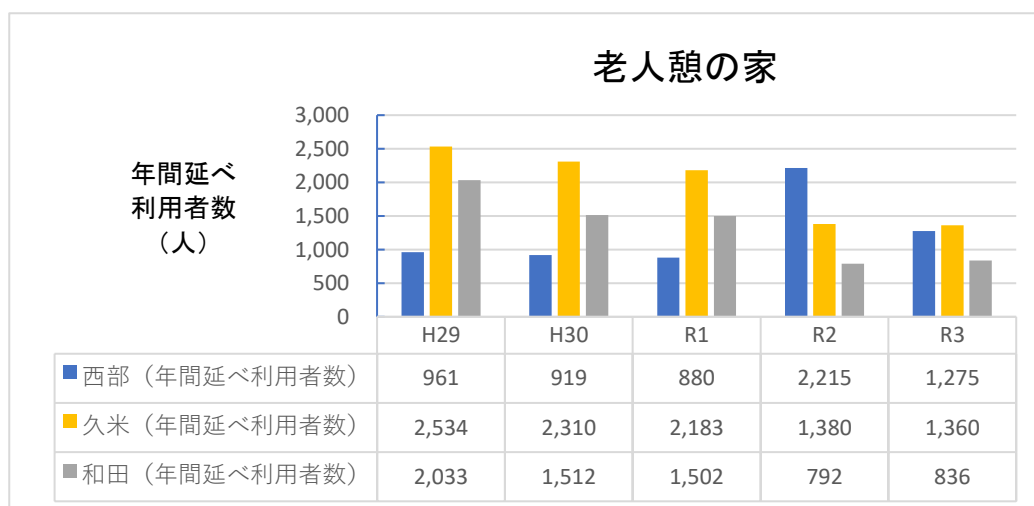
施設名	指定管理者	現指定管理期間
西部老人憩の家	西部老人憩の家運営委員会	R4（2022）年4月1日～R9（2027）3月31日
久米老人憩の家	久米老人憩の家運営委員会	R4（2022）年4月1日～R9（2027）3月31日

老人憩の家の利用者数は、コロナ禍や、利用者の固定化などにより、令和2（2020）年度の利用者数は大きく落ち込み、1人当たりの運営コストは増加しました。

令和3（2021）年度の利用者数は、コロナ禍における感染対策を徹底しながら、趣味やサークル活動、講座などを通じた活動が行われ、コロナ感染拡大前までの利用者数まで戻っていませんが、回復の兆しが見えてきています。

なお、老人憩の家の施設使用料は、国の通知に基づき無料となっています。

図表8 各施設の利用者数の推移



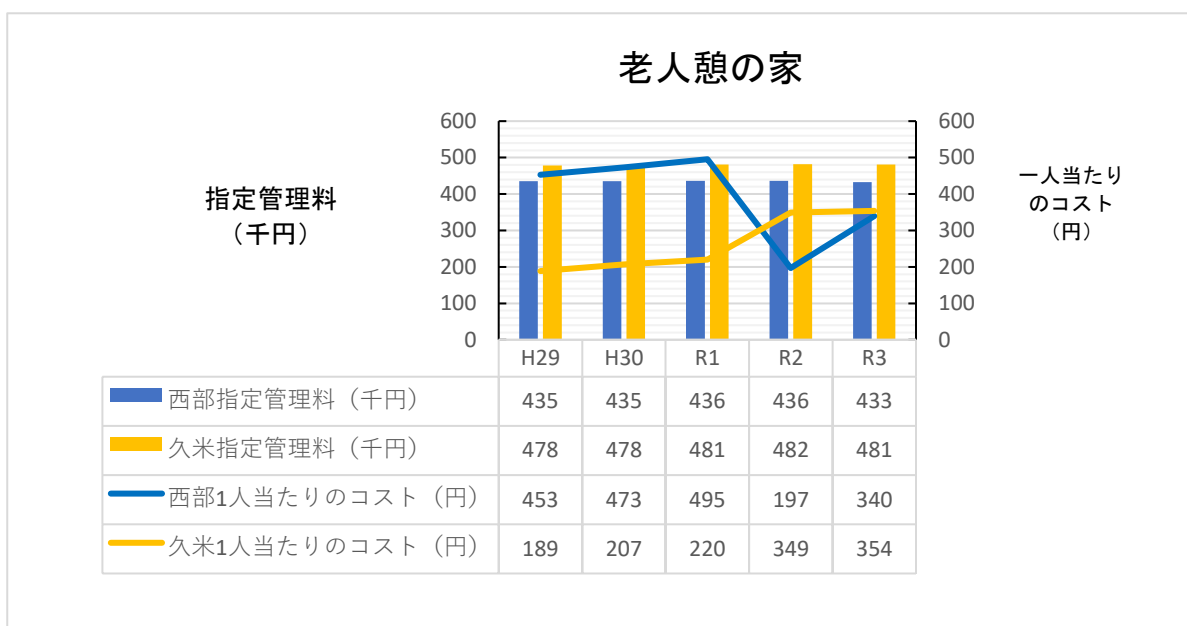
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休館した期間

令和2（2020）年度：4月6日～5月24日、令和3（2021）年度：8月30日～9月26日、1月14日～2月20日

図表9 各施設の1日当たりの利用者数(人)

	H29	H30	R1	R2	R3
西部老人憩の家	2.63	2.52	2.41	6.99	4.26
久米老人憩の家	6.94	6.33	5.98	4.35	4.55
和田老人憩の家・老人作業所	5.57	4.14	4.12	2.50	2.80

図表10 各施設の運営コストの推移



図表11 維持管理費の状況

○決算額					
(直営) 和田老人憩の家	H29	H30	R1	R2	R3
維持管理費 (千円)	526	520	528	497	516

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休館した期間

令和2(2020)年度:4月6日~5月24日、令和3(2021)年度:8月30日~9月26日、
1月14日~2月20日

(2) 建物の現状

施設の現状は、以下のとおりです。

なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料1】として、添付します。

図表12 施設の現状一覧

↓点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物					R4自主点検結果 総合劣化度	バリアフリー の状況 対応	ハザードマップの状況					
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性			該当	土砂	洪水	高潮	津波	
1	三世代交流センター	855.04	687.58	1983	S /34年	経過	新耐震	56.80	一部対応					1~2m	
2	福川シニア交流会館	267.48	256.77	1969	RC /50年	経過	無・不明	50.70	全部対応		警				
3	西部老人憩の家	119.00	119.00	1979	RC /50年	未経過	無・不明	49.40	一部対応		警				
4	久米老人憩の家	119.00	119.00	1980	RC /50年	未経過	無・不明	48.20	一部対応			氾	0.5m未満		
5	和田老人憩の家・老人 作業所	216.69	111.48	1980	W /22年	経過	無・不明	62.30	一部対応	なし					

* 自主点検は毎年実施

* 構造：RC（鉄筋コンクリート造）、S（鉄骨造）、W（木造）

* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、構造や用途によって記載のもの

* 土砂・警…警戒区域、洪水・氾…氾濫流

三世代交流センター、福川シニア交流会館、老人憩の家は、いずれも建物や設備の老朽化が見られますが、自主点検の結果等を踏まえて適時修繕を行っています。

(3) 施設を取り巻く状況と課題

三世代交流センターは、介護需要の増加が見込まれる中、高齢者の介護予防事業に取り組むとともに、子育て支援や、高齢者の生きがい活動の拠点となっています。現在、利用者の多くは定期的な介護予防事業や子育て支援事業の参加者等となっており、周辺地域住民の交流施設としての利用促進が課題となっています。

福川シニア交流会館は、主に趣味・レクリエーションの団体の利用と、異世代交流活動や地域のコミュニティ活動の拠点として利用されています。高齢者の生きがいづくり等を設置目的としていますが、実態としては貸館利用となっており、市民センターやコミュニティ施設での活動と重複しています。また、令和3（2021）年度の1日当たりの利用者は非常に少ない状況にあり、このような背景を踏まえ、施設の必要性を検討していく必要があります。

老人憩の家を設置した頃の昭和55（1980）年の高齢者数は約16,000人で高齢化率は9.6%でしたが、令和4（2022）年4月1日時点の高齢者数は46,314人、高齢化率は33.4%となっており、急速な高齢化の進展に伴い、高齢者の孤立化や認知症高齢者の増加など、高齢者をめぐる様々な問題が浮かび上がってきています。こうした背景がある中、老人憩の家の新規利用者は伸び悩んでおり、利用者の固定化が課題となっています。

第5章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するに当たり、本市作成の「機能の評価・検討シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

その後、施設の築年数に応じて、次のとおり、今後10年以内に優先的に取り組むべき施設を検討します。

- ① 建築後60年以上の施設の優先度は、A（非常に高い）
- ② 建築後30年以上60年未満の施設の優先度は、B（高い）
- ③ 建築後10年以上30年未満の施設の優先度は、C（比較的高くない）
- ④ 建築後10年未満の施設の優先度は、D（高くない）

この一次評価では、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況から結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定に当たっての材料とします。

一次評価を実施したところ、取組の優先度は、三世代交流センター、福川シニア交流館、老人憩の家、各施設ともすべて「B（高い）」となりました。

施設の方向性は、三世代交流センターは「複合化（集約化）」、福川シニア交流会館は、「複合化（集約化）」、「複合化（共用化）」、「廃止」、「民活の拡大」となりました。

西部老人憩の家、久米老人憩の家、和田老人憩の家・老人作業所の施設の方向性は、各施設ともすべて、「複合化（集約化）」、「複合化（共用化）」となりました。

なお、一次評価の検討内容の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 具体的な方針

今後の具体的な方針は、次のとおりです。

なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現状を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表13 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物						一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)					
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度		結果	R5	R6	R7	R8	R9
1	三世代交流センター	38	S/34年	経過	新耐震	56.8	一部対応	高	高い	複合化(集約化)	継続利用					
2	福川シニア交流会館	53	RC/50年	経過	無・不明	50.7	全部対応	土	高い	複合化(集約化・共用化)、廃止、民活の拡大	集約化 地域移譲					
3	西部老人憩の家	43	RC/50年	未経過	無・不明	49.4	一部対応	土	高い	複合化(集約化・共用化)	継続利用	RC築後40年経過				
4	久米老人憩の家	42	RC/50年	未経過	無・不明	48.2	一部対応	汎	高い	複合化(集約化・共用化)	継続利用	RC築後40年経過				
5	和田老人憩の家・老人作業所	42	W/22年	経過	無・不明	62.3	一部対応	なし	高い	複合化(集約化・共用化)	継続利用					

三世代交流センターは、今後も、地域住民の世代間交流や高齢者の生きがいがづくり活動を推進する重要な施設として継続的かつ安定的な利用が見込まれるため、当面の間、継続利用します。ただし、建物の法定耐用年数を経過し、老朽化が進んでいることから、施設の大規模改修や整備が必要となった場合には、適地の確保による移転や周辺施設への集約化についても検討していきます。

福川シニア交流会館は、市民センターやコミュニティ施設での活動と重複しており、利用者や施設の稼働率は非常に低い状態にあります。近隣には「福川地区コミュニティセンター」や「新南陽ふれあいセンター」等の施設があり、機能に関しては近隣公共施設への集約や地域への移譲を含め、今後の施設運営の形態について検討していきます。

老人憩の家は、令和3（2021）年度における1日当たりの利用者は、各施設とも5人以下です。また、老人憩の家の利用対象者はおおむね60歳以上となっておりますが、老人憩の家で活動する団体は主に趣味・レクリエーションの団体であり、市民センターやコミュニティ施設での活動の対象者と重複しています。

一方、介護予防に係る住民主体の「通いの場」としての活用や生きがいがづくり活動が行われており、西部老人憩の家、和田老人憩の家・老人作業所では利用者は増加傾向にあります。介護予防に係る住民主体の「通いの場」の創出は、高齢者の自立支援や重度化防止に効果があることから、第8期介護保険事業計画において重要な取り組みとして位置づけています。

こうしたことから、老人憩の家は、高齢者が相互交流やレクリエーションの場として利用していくことは介護予防や地域にとっても必要な施設であるため、継続利用としますが、利用対象者を60歳以上の方に限らず、地域で利用できる施設とすることも検討していきます。

また、老人憩の家、あるいは機能が類似している近隣の市民センターやコミュニティ施設の老朽化等に伴う建替時や老人憩の家の大規模改修が必要と判断した場合には、近隣の他施設との調整により、施設機能を集約することも検討していきます。

図表14 富田地区のコミュニティ施設等



図表15 福川地区のコミュニティ施設等



第6章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9（2027）年度までとします。

なお、施設をとりまく環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料1（第4章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第4章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

建物の現状一覧（詳細）

↓ 点数が高いほど劣化が進む

No.	施設名	主たる建物																					総合劣化度	バリアフリーの状況					ハザードマップの状況																				
		総床面積 (m ²)	床面積 (m ²)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果														対応		エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消	多目的 トイレ	該当	土砂	洪水	高潮	津波																	
								【建築編】							【設備編】																																		
								1.構造 部材		2.外壁、防水		3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備		7.敷地													1.電気設備					2.機械設備											
								基礎	屋根	ドレン・とい	外壁・ひさし	扉	窓	防火戸	床仕上げ	階段	内壁	天井	擁壁	門扉	塀 (C・B、フェンス等)												排水設備 (側溝)	分電盤	照明器具	スイッチ・コンセント	自動火災報知装置	外灯	非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備	換気設備	屋内消火栓	給排水配管	ボイラー・給湯器	タンク類	衛生器具	
1	三世代交流センター	855.04	687.58	1983	S /34年	経過	新耐震	B	B	A	B	A	B	-	B	B	B	B	B	-	-	A	-	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A	56.80	一部対応	×	○	○	○						1~2m			
2	福川シニア交流会館	267.48	256.77	1969	RC /50年	経過	無・不明	A	A	B	B	A	A	-	A	-	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	50.70	全部対応	-	○	○	○		警									
3	西部老人憩の家	119.00	119.00	1979	RC /50年	未経過	無・不明	A	未	A	B	A	A	-	C	-	C	A	-	-	C	-	A	A	A	-	A	A	-	-	-	未	-	-	-	49.40	一部対応	-	○	×	×		警						
4	久米老人憩の家	119.00	119.00	1980	RC /50年	未経過	無・不明	C	未	未	C	A	A	-	B	-	B	B	-	-	C	C	未	未	未	未	未	未	未	C	未	未	未	未	-	-	-	48.20	一部対応	-	○	×	×			汧	0.5m未満		
5	和田老人憩の家・老人作業所	216.69	111.48	1980	W /22年	経過	無・不明	A	A	B	B	A	A	-	A	-	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	62.30	一部対応	-	○	×	×	なし									

* 自主点検は毎年実施

* 土砂・警…警戒区域、洪水・汧…汧濫流

* 自主点検結果

・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA~Cで判定する。

A:劣化がなく建物の利用に支障なし

B:劣化はあるが建物の利用に支障なし

C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある

・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	第1ステップ		第2ステップ			
	適正化の意味・視点	サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性	
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止		
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続 ◇ サービス廃止	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ ◇ 共同利用 ⇒ ◇ 廃止	
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止 建築から30年未満の施設 ◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲		
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）		
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討 ◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続 ◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（集約化） ◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（共用化）		
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	⇒ ◇ 多目的化	
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP） ◇ 受益者負担の見直し	

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

図表16 一次評価結果

項番	施設名	(1)サービス主体の適正化										(2)サービス水準の適正化												
		(1)-1 ・民間によるサービス提供の事例がある					(1)-2 ・市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある					(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている							
		代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必要性 ③	有効性 互換性 ②	評価結果	有効性 互換性 ②	有効性 互換性 ③	評価結果	公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	建築 経過年数 (R4.4.1時 点)	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用率 ①	有効性 利用率 ③	有効性 互換性 ②	評価結果					
		行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。	市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。	法律等により設置が義務づけられているか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	評価結果	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	補助金などの代替施設で対応できるものか。	評価結果	今日の視点から、設置目的の意義が低下していないか。	利用実態が設置目的に即したもものとなっているか。	サービス内容が設置目的に即したもものとなっているか。	建築経過年数(R4.4.1時点)	当該施設の利用実態から、利用圏域はどうか。	評価結果	前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。	今後の人口減少社会にあって、利用者数の見込みはどうか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	評価結果
1	三世交代センター	可能性はない	関与する必要性はさほど高くない	義務付けられていない	存在する	市有		存在する	市有	新南陽総合福祉センター	対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	38	地域		3年連続で減少	横ばいの見込み	存在する	市有	新南陽総合福祉センター	
2	福川シニア交流会館	可能性はない	関与する必要性はさほど高くない	義務付けられていない	存在する	市有		存在する	市有	福川地区コミュニティセンター	対応不可能		低下していない	設置目的に即していない	設置目的に即していない	53	地域	○ H:廃止	3年連続で減少	横ばいの見込み	存在する	市有	福川地区コミュニティセンター	
3	西部老人憩の家	可能性はない	関与する必要性はさほど高くない	義務付けられていない	存在する	市有		存在する	市有	今宿市民センター、今宿市民センター西松原分館、尚白園	対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	43	地域		その他	横ばいの見込み	存在する	市有	今宿市民センター、今宿市民センター西松原分館、尚白園	
4	久米老人憩の家	可能性はない	関与する必要性はさほど高くない	義務付けられていない	存在する	市有		存在する	市有	久米市民センター、東福社館	対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	42	地域		3年連続で減少	横ばいの見込み	存在する	市有	久米市民センター、東福社館	
5	和田老人憩の家・老人作業所	可能性はない	関与する必要性はさほど高くない	義務付けられていない	存在する	市有		存在する	市有	和田市民センター、高瀬集会所、馬神集会所	対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	42	地域		その他	横ばいの見込み	存在する	市有	和田市民センター、高瀬集会所、馬神集会所	

(3)サービス配置の適正化										(4)事業手法の適正化										検討結果一覧表													一次評価結果
(3)-1 ・複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれるなど)					(3)-2 ・施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している					(3)-3 ・施設が比較的新しくスペースに余裕がある					(4)-1 ・公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか					A: 統廃合	B: 複合化(集約化)	C: 複合化(共用化)	D: 多目的化	E: 継続利用(現状維持)	F: 継続利用(規模縮小)	G: 共同利用	H: 廃止	I: 転用	J: 民間譲渡	K: 地域移譲	民活の拡大	受益者負担の見直し	
サービス集約のメリット(メリットあり or 空欄)	建築経過年数(R4.4.1時点)	評価結果	同地域内で、施設分類が異なるが同様のサービスを提供している施設が複数ある。※あれば○	貸館の稼働率等を入力	建築経過年数(R4.4.1時点)	評価結果	有効性利用率①	有効性利用率③	延床面積(m ²)	建築経過年数(R4.4.1時点)	評価結果	代替性民間参入②	効率性コスト①	効率性コスト②	効率性コスト③	評価結果	施設運営に民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。	前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。	前年度の利用者1人当たりのコストはどうか。	評価結果	前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。 ※公の施設のみ回答	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	
メリットあり	38	○ B:複合化(集約化)		27.8%	38		3年連続で減少	横ばいの見込み	855.04	38		施設運営に民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。	その他	非該当	非該当			期待できる	3年連続で増加	非該当	○ 民活の拡大	非該当											「複合化(集約化)」
メリットあり	53	○ B:複合化(集約化)	○	1.9%	53	○ C:複合化(共用化)	3年連続で減少	横ばいの見込み	267.48	53		期待できる	3年連続で増加	非該当	○	民活の拡大	非該当		期待できる	3年連続で増加	非該当												「複合化(集約化)」 「複合化(共用化)」 「廃止」 「民活の拡大」
メリットあり	43	○ B:複合化(集約化)	○	21.1%	43	○ C:複合化(共用化)	その他	横ばいの見込み	119.00	43		期待できる	3年連続で増加	非該当			非該当		期待できる	3年連続で増加	非該当												「複合化(集約化)」 「複合化(共用化)」
メリットあり	42	○ B:複合化(集約化)	○	22.3%	42	○ C:複合化(共用化)	3年連続で減少	横ばいの見込み	119.00	42		期待できる	3年連続で増加	非該当			非該当		期待できる	3年連続で増加	非該当												「複合化(集約化)」 「複合化(共用化)」
メリットあり	42	○ B:複合化(集約化)	○	6.5%	42	○ C:複合化(共用化)	その他	横ばいの見込み	216.69	42		期待できる	3年連続で増加	非該当			非該当		期待できる	3年連続で増加	非該当												「複合化(集約化)」 「複合化(共用化)」

周南市生きがい活動支援施設 施設分類別計画

平成 30（2018）年 10 月・平成 31（2019）年 3 月

（令和 5（2023）年 3 月改訂）

本計画は、平成30（2018）年10月及び平成31（2019）年3月に策定した「周南市介護予防施設施設分類別計画」、「周南市老人憩の家及び老人作業所施設分類別計画」を統合・改訂したものです。

こども・福祉部 地域福祉課

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

電 話 0834-22-8465

F A X 0834-22-8396

電子メール fukushi@city.shunan.lg.jp

こども・福祉部 高齢者支援課

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

電 話 0834-22-8461

F A X 0834-22-8251

電子メール koreishien@city.shunan.lg.jp